

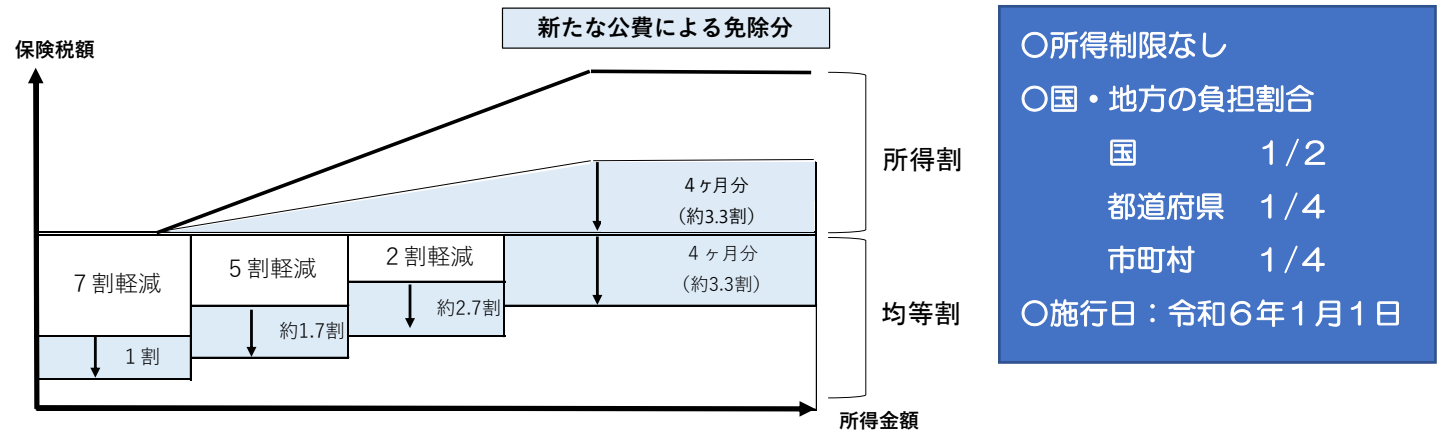
**1 現状及び見直しの趣旨**

令和4年4月から、未就学児の均等割保険料の軽減制度が導入されていますが、厚生年金・健康保険、国民年金には産前産後期間の保険料免除制度があり、厚生労働省は、国民健康保険でも同様の配慮を求める国会の附帯決議を踏まえ、子育て世帯の更なる負担軽減、次世代育成支援等を進めるとして、保険料（税）のうち出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4か月間）の均等割と所得割を対象に、保険料（税）を免除する措置が新たに導入されることとなりました。

**2 免除措置の概要**

- **対象者**  
 出産する予定の国保被保険者又は出産した国保被保険者  
 ※令和5年度は、出産予定日または出産日が令和5年11月1日以降の被保険者が対象  
 ※出産育児一時金の申請者数【参考】  
 R2実績（200人）、R3実績（196人）、R4実績（167人）、R5予算（206人）
- **対象の期間**  
 出産予定日又は出産日の属する月の前月から4ヶ月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日の属する月の3ヶ月前から6ヶ月間）  
 ※出産とは、妊娠85日（4ヶ月）以上の出産で、死産、流産、早産を含む
- **対象となる国民健康保険税**  
 子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、**出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4ヶ月）の保険税（均等割額、所得割額）を免除**  
 ※免除期間中に転出した場合でも転出先の自治体へ引き継ぐことができる。  
 ※低所得世帯に係る軽減制度の適用がある場合には、残る均等割額を減免の対象とする。  
 ※令和5年度は、令和6年1月1日施行になるため、令和6年1月以降の国民健康保険税の均等割額と所得割額が減免の対象  
 (例) 令和5年11月1日出産（予定）の場合  
 該当期間は令和5年10月～令和6年1月の4ヶ月だが、令和6年1月1日施行のため、令和6年1月の1ヶ月分が免除の対象となる。

【免除イメージ】



**3 免除の見込み額**

**令和6年度**  
 医療分 年間200人 × 22,840円（減免額） = 4,568,000円  
 支援分 " × 7,795円（減免額） = 1,559,000円  
**免除額年間見込み 6,127,000円**  
 ※介護分（40歳～64歳対象）は免除対象者数の算定が困難であることから、見込み額から除く  
**令和5年度（令和6年1月～3月）**  
**6,127,000円 × 3ヶ月/12ヶ月 = 1,532,000円**

**4 財源措置**

減額分については、国が2分の1、県と市町村で4分の1ずつ負担することとなります。  
 当該改正で令和6年度は、総額約6,127千円の財源が必要となる見込みで、そのうち、本市の負担額を約1,532千円と試算しており、一般会計からの繰出金が増額となる見込みです。  
 令和5年度は、総額約1,532千円で本市の負担額約383千円は一般会計からの繰出金が増額となる見込みです。

**5 システム改修に係る費用**

産前産後の保険税免除措置の施行に伴い、システムの改修が必要となります。  
**【改修費用見込み】**  
 約200万円（国からの財政支援10分の10の予定）

**6 届出方法・届出先**

世帯主等からの届出に基づき、免除を行う。  
**提出書類**  
 ①世帯主の氏名、住所、生年月日、個人番号 ②出産した被保険者の氏名、住所、生年月日、個人番号 ③出産（予定）の日 ④単胎妊娠、多胎妊娠の別 ④母子健康手帳等の書類（出産前）  
 ⑤出産した被保険者と出産に係る子の身分関係を明らかにすることができる書類（出産後）

**届出先**  
 国民健康保険課窓口（各市民センター、西口連絡所については調整中）、郵送も可

**届出期限**  
 当該年度における最初の国民健康保険税の納期から起算して5年以内

※市町村で当該届出で届けられるべき上記事項が確認できる場合には、職権で産前産後の保険税免除措置を行うことも可能となる予定

**7 スケジュール（予定）**

令和5年12月	定例市議会に議案提出
令和5年12月	議決後、市ホームページに掲載し、国民健康保険加入者へ周知
令和6年1月	施行